

令和2年度地方創生プロジェクト推進助成金アイデアコンペ審査会を実施しました

7月7日(火) 午前9時から池田町役場協議会室にて、「令和2年度地方創生プロジェクト推進助成金アイデアコンペ審査会」を実施しました。

『第2期岐阜県池田町版地方創生総合戦略』に位置づけられたプロジェクトの推進を切り口に、企画提案者2人より3提案の発表があり、審査会の審査委員10人による評価の結果、3提案が認定となりました。



▲審査会の様子

○助成金認定者(評価順位順)

1. I LOVE IKEDA(ママ達のチカラで産みだす池田町の魅力)(I LOVE IKEDA 藤原麻里子)
2. 360度カメラVRを活用した「人によさしいまちづくり」(NPO法人まち・ひと・ことづくり工房ひなぞら)
3. 食べて飲んで応援!プロジェクト(NPO法人まち・ひと・ことづくり工房ひなぞら)

国民年金保険料の前納割引制度について

保険料の前納制度とは

国民年金には一定期間の保険料をあらかじめ納付できる、保険料の前納制度があります。

この前納制度には、現金支払いによる前納と口座振替による前納、さらに口座振替の早割があります。

現金払いの前納

保険料の前納は、1年または半年間を単位として支払いますが、現金支払いの前納の場合、任意の月からその年度末の3月分までの保険料を前納することもできます。

令和2年度分の1年間の保険料を現金払いで毎月納付すると、16,540円×12か月＝198,480円になります。これを現金払いで1年度分前納すると、194,960円となり、3,520円の割引となります。

また、6か月分の保険料を現金払いで前納すると、99,240円が98,430円となり、810円の割引となります。

さらに、2年度分(令和2年度および令和3年度分)の保険料を現金払いで前納すると、2年度分の保険料額397,800円(令和2年度保険料198,480円+令和3年度分保険料199,320円)が383,210円となり、14,590円の割引となります。

口座振替による前納

口座振替による保険料の前納は、次の5種類から自由に選んでお申し込みいただくことができます。

- ① 2年前納
- ② 1年前納
- ③ 6か月前納
- ④ 当月末振替(早割) 本来の納付期限よりも1か月早く口座から振替します。
- ⑤ 翌月末振替 ※保険料の割引はありません。

口座振替で1年度分の保険料を前納すると、現金支払いでの前納の場合よりさらに割引され、1年度分の保険料は194,320円となり、4,160円の割引となります。

また、6か月分の保険料を口座振替で前納すると、保険料は98,110円となり、1,130円の割引となります。

さらに、2年前納で2年度分の保険料を前納していただくと、381,960円となり、15,840円の割引となります。

ただし、口座振替による保険料の前納のうち、1年前納および4月から9月分の6か月前納の申し込みの締切は、2月末までとなっています。また、10月から翌年3月分の6か月前納の申し込みの締切は、8月末までとなっていますので、ご注意ください。

口座振替の早割

保険料の前納には、現金払いによる

前納と口座振替による前納のほかに、口座振替の早割があります。

通常の口座振替の場合には、毎月の保険料は翌月末の引き落としになりますが、口座振替の早割の場合には、毎月の保険料が当月中に引き落としされ、月額50円、年間で600円の割引となります。

口座振替の早割は、随時受け付けています。従来の口座振替から早割制度に変更される場合は、改めて申し込みが必要となりますので、ご注意ください。

口座振替の申し込み手続きは

保険年金課または、預貯金口座をお持ちの金融機関(ゆうちょ銀行を含む)、年金事務所へ「国民年金保険料口座振替納付(変更) 申出書」をご提出ください。申出書は、保険年金課や年金事務所窓口へ備え付けてあります。

※1 口座振替の申し込みには、基礎年金番号の記入が必要です。年金手帳や、日本年金機構からの郵送物などをご確認ください。

※2 金融機関届出印や口座名義人氏名などに不備があると、手続きが間に合わない場合がありますので、期日には余裕をもってご提出ください。

問い合わせ

保険年金課③番窓口

☎45・3111(内線113)

大垣年金事務所

☎0584・78・5166